千葉市消防局職員相談制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が職務に安心して専念できる環境を整えることを目的として、 職場での悩み及び私生活上の悩み相談の制度に関し必要な事項を定める。

(管理監督職員の責務)

- 第2条 管理監督職員は、常に所属職員の動向に注意し、悩みを相談しやすい職場環境づくりを推進するとともに、この制度が円滑に運用できるように努めなければならない。 (職員相談窓口)
- 第3条 職員相談窓口を人事課に設置する。
 - 2 同窓口の相談員は、消防局長が任命する者をもってあてる。

(相談者等)

- 第4条 相談者は、職員及びその家族とする。
 - 2 相談者は、職場内に関する人間関係及び仕事上の悩み又は家族問題などの私生活上 の悩み等について相談することができる。

(相談の申し込み)

第5条 相談者は、相談員へ直接又は電話、手紙及びメール等で相談の申し込みを行うことができる。なお、相談者は、必要に応じて、匿名で相談の申し込みを行うことができる。

(相談への対応)

- 第6条 相談員は、相談を受けた場合、迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。
 - 2 人事課長は、組織的な対応が必要と認める場合には、相談者の同意を得た上で、人 事課職員及び関係課職員をもって、相談内容に関係のある者への事情聴取、現場確認、 相談内容の事実を確認する調査その他必要な対応を行うことができる。

(相談場所)

第7条 相談場所は、相談者のプライバシーが確保できる場所とする。

(プライバシーの保護等)

- 第8条 相談対応に従事する職員及び第6条に規定する調査等に協力した関係者は、相談者のプライバシーの保護を徹底し、相談に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 人事課長は、第6条に規定する調査等を行う場合、相談者に対し、調査方法等の対応 について説明するものとする。ただし、匿名による相談が行われた場合及び相談者が事 前説明を希望しない場合は、この限りでない。
- 3 相談者は、この要綱に定める相談に関して、不利益な取り扱いを受けない。 (相談員研修)
- 第9条 消防局長は、必要に応じ、相談員に対して、相談員としての資質向上のための研修を行わなければならない。

附則

- 1 この要綱は平成11年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行をもって、平成7年4月1日付け消防局長通知、「職員の意見・相談 の窓口設置について(通知)」は廃止する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。